

70014

様式1

事 業 報 告 書
(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日) ✓

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 綿貫耳鼻咽喉科 ✓
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 山口県長門市東深川924番地11 ✓
 (3) 設立認可年月日 平成23年11月28日 ✓
 (4) 設立登記年月日 平成23年12月7日 ✓

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	綿貫耳鼻咽喉科 ✓	山口県長門市東深川924番地11	無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年9月23日 令和3年度決算の決定
 令和5年7月31日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 綿貫耳鼻咽喉科 ✓
 所在地 山口県長門市東深川924番地11

※医療法人整理番号

財産目録 ✓
 (令和5年7月31日現在) ✓

1. 資産額	233,647 千円 ✓
2. 負債額	17,898 千円 ✓
3. 純資産額	215,748 千円 ✓

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	219,135 ✓
B 固定資産	14,512 ✓
C 資産合計 (A+B)	233,647 ✓
D 負債合計	17,898 ✓
E 純資産 (C-D)	215,748 ✓

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 綿貫耳鼻咽喉科 ✓

※医療法人整理番号

所在地 山口県長門市東深川924番地11

貸 借 対 照 表

(令和5年7月31日現在) ✓

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	✓ 219,135	I 流動負債	✓ 3,322
II 固定資産	✓ 14,512	II 固定負債	✓ 14,576
1 有形固定資産	✓ 12,973	負債合計	✓ 17,898
2 無形固定資産	✓ 1,505	純資産の部	
3 その他の資産	✓ 32	科目	金額
		I 基本金	✓ 8,000
		II 積立金 (うち代替基金)	✓ 207,748 (0)
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	✓ 215,748
資産合計	✓ 233,647	負債・純資産合計	✓ 233,647

法人名 医療法人 綿貫耳鼻咽喉科 ✓
 所在地 山口県長門市東深川924番地11

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書 ✓
 (自 令和 4年 8月 1日 至 令和 5年 7月 31日) ✓

(単位:千円)

科 目	金額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	137,857 ✓
2 事業費用	136,052 ✓
本来業務事業利益	1,804 ✓
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	1,804 ✓
II 事業外収益	1,386 ✓
III 事業外費用	163 ✓
IV 特別利益	3,028 ✓
V 特別損失	1,315 ✓
税引前当期純利益	1,188 ✓
法 人 稅 等	3,154 ✓
当期純利益	782 ✓
	2,372 ✓

様式 6

監事監査報告書

医療法人 綿貫耳鼻咽喉科 ✓

理事長 綿貫 浩一 殿

私は、医療法人綿貫耳鼻咽喉科の令和4会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年9月24日

医療法人 綿貫耳鼻咽喉科
監事 長谷 利治

